

広川町 広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、民間企業等との協働により公有財産を広告媒体として有効活用することで町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、町の資産への民間企業等の有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる町の資産のうち広告の掲載や掲出が可能なものをいう。
 - ア 町が作成する封筒及び冊子類の印刷物
 - イ その他広告媒体として活用できる町の資産
- (2) 広告事業代理者 広告代理店を営む者及びこれに類する者で、町が決定した者
- (3) 申込者 広告を掲載しようとする者
- (4) 広告主 広告掲載の決定を受けた者

(広告掲載の原則)

第 3 条 広告事業の実施においては、法令順守、消費者保護、青少年健全育成、人権尊重、性差別防止、商取引の公正、品位の保持、社会の健全な発展等に配慮しなければならない。

(広告掲載基準)

第 4 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に

掲載しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から不適切なもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが不適切であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載することができない業種、広告の内容その他広告に関する具体的な基準は、別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告掲載の優先順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、広告掲載について広告事業代理者と契約する場合は、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、一般社団法人及び一般財団法人の広告
- (2) 公共性のある事業所及び企業等の広告
- (3) 町内の事業所及び企業等の広告
- (4) 前3号に掲げるもの以外の広告

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、枠数、掲載位置及び掲載期間等は、広告媒体ごとに別に定める。

2 広告掲載は、当該広告媒体の用途又は目的を妨げることがないよう十分配慮して行わなければならない。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料の額は、広告媒体ごとに別に定める。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合は、この限りでない。

(広告の募集方法等)

第8条 広告の募集及び選定等の方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

(広告掲載の申込み)

第9条 申込者は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原案を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告事業代理者への委託等)

第10条 広告事業は、町が直接実施するほか、広告事業代理者に委託し、又は広告枠を売り渡す方法により行うものとする。なお、指定管理者が管理する公共施設については、町が指定管理者に広告事業を行わせることができる。

(広告掲載の決定)

第11条 町長は、前条の規定により申込書を受け付けたときは、その内容を審査し、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、町長が必要と認めるときは、第16条に規定する審査委員会に意見を求めるものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、優先順位を同じくする複数の広告掲載申込みがあったときは、申込みの受付順とする。

3 町長は、広告掲載の可否の決定をしたときは、その結果を広告掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

4 前項の規定により広告主は、速やかに掲載しようとする広告の原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告掲載料の納入等)

第12条 広告主は、町長が指定した期限までに、広告掲載料を納入し

なければならない。

- 2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告の掲載ができない場合その他町長が認める場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第13条 広告内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に規定する屋外広告物に該当する場合は、福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）に規定する許可を受けなければならない。

- 3 広告主は、広告の掲載期間終了後速やかに広告媒体等を現状に回復しなければならない。

(広告掲載した印刷物等の受入れ)

第14条 広告掲載した印刷物等の寄贈の申入れがあった場合において、当該印刷物等に掲載される広告が第4条に規定する基準を満たすときは、寄贈を受けることができる。

(広告掲載決定の取消し)

第15条 町長は、次の各号にいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第4条に規定する基準を満たさないと認められる場合
- (2) 指定した期限までに広告主が広告掲載料の納入又は原稿の提出をしない場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、行政運営上支障があると町長が求める場合

(審査委員会)

第16条 広告媒体への広告掲載を適正に行うため、広川町広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について審査する。
 - (1) 広告内容に関すること。
 - (2) 広告掲載の優先順位に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載に関すること。
- 3 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 委員長は副町長を充て、委員は課長等の長の職にある者のうちから町長が任命する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 10 委員会の庶務は、管財担当課において処理する。
(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式 略